

鹿屋体育大学教員選考規則

〔平成16年4月1日〕
規 則 第31号
改正 平成21年7月16日
規 則 第10号
平成23年2月7日
規 則 第6号
平成27年3月31日
規 則 第26号
平成28年11月24日
規 則 第38号
平成29年12月22日
規 則 第34号
令和4年6月17日
規 則 第34号

(目的)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学教員の人事に関する規則第3条第2項の規定に基づき、教員の採用及び昇任（以下「採用等」という。）のための選考の方法、その他必要な事項について定めることを目的とする。

(採用等の基本)

第2条 教員の採用等のための選考は、学長が定める基準により、学長が行うことを基本として、この規則及びその他の規則の定めるところによる。

2 学長は、教員の採用等について審議し、又は決定するときは、鹿屋体育大学の教員人事の方針を踏まえるものとする。

(選考の開始)

第3条 学長は、組織運営上又は系主任からの申し出により、教員の採用等の選考の必要があると総合的な判断に基づき認めるときは、選考を開始するものとする。

2 学長は、前項の選考を開始しようとするときは、教員選考特別委員会の構成案及び採用に係る公募要件案等について、運営企画会議の意見を聴くものとする。

3 前項の規定にかかわらず、鹿児島県等教育委員会（公立学校を含む。）の教職員又は教職員であった者を教員として採用する場合の取扱いは、別に定める。

(教育研究評議会における教員選考特別委員会の設置等の審議等)

第4条 学長は、教員の採用等のための教員選考特別委員会の設置及び採用に係る公募要件案等について、教育研究評議会に審議を付託するものとする。

2 教育研究評議会は、前項の規定により付託された事案について、速やかに審議を行うものとする。

3 学長は、前項の規定により、設置が審議了承となった教員選考特別委員会（以下「特別委員会」という。）に、当該選考に関する案件を付託するものとする。

4 学長は、教員の採用において、既に採用しようとする教員の候補者があり、公募の必要がない特段の事由があると認めるときは、当該候補者が採用後に所属することになる組織の系主任と協議し、当該候補者及び予定する職種等を明らかにして、前項の付託をすることができる。

- 5 特別委員会は、教員の採用等の案件ごとに設置するものとする。この場合において、教育研究評議会が相当と認めるときは、複数の案件を一括して特別委員会を設置することができるものとする。

(教員の公募)

- 第5条 教員の採用に係る案件を付託された特別委員会は、第4条第2項の規定により審議了承となった公募要件案を基に当該採用に係る募集要項案を作成し、学長に報告しなければならない。
- 2 学長は、前項の規定により報告を受けた募集要項案が適当であると認めるときは、教員の公募を行うものとする。

(特別委員会による選考)

- 第6条 特別委員会は、教員の採用等の選考の対象となる者(以下「選考対象者」という。)について、鹿屋体育大学教員選考基準(以下「選考基準」という。)に基づき、選考を行うものとする。
- 2 特別委員会は、選考基準に基づく選考のほか、選考対象者の教育上の能力を適切に評価するため必要があると認めるときは、面接、模擬授業その他の方法を採用することができる。
 - 3 特別委員会は、第1項に規定する選考を終えたときは、学長に報告しなければならない。

(教育研究評議会における採用等の審議等)

- 第7条 学長は、前条第3項の規定により報告を受けた選考の結果について適当であると認めるときは、教員の採用等の審議を教育研究評議会に付託するものとする。
- 2 教育研究評議会は、前項の規定により付託された事案について審議を行い、別に定める議決の方法により教員の採用等について決定するものとする。
 - 3 学長は、前項による選考結果を参考に、教員の採用等の決定を行うものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21.7.16規則第10号)

この規則は、平成21年7月16日から施行する。

附 則 (平成23.2.7規則第6号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27.3.31規則第26号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28.11.24規則第38号)

- 1 この規則は、平成28年11月24日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に、第3条第1項の規定に基づく選考が開始されたものについては、改正前の規則により選考を行うものとする。

附 則（平成 29. 12. 22 規則第 34 号）

この規則は、平成 29 年 12 月 22 日から施行する。

附 則（令和 4. 6. 17 規則第 34 号）

- 1 この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に、第 3 条第 1 項の規定に基づく系主任からの申し出があったものについては、改正前の規則により選考を行うものとする。